

福山地区消防組合からのお知らせです。

# 階段や廊下は避難経路です。 物を置かないようにしましょう。

大阪市北区で発生したビル火災を受けて、類似の建物の立入検査を行いました。一部の建物の階段や廊下に物が置かれ避難に支障があるケースが見られました。階段や廊下などに物を放置したり、みだりに置くことは、消防法令違反になります。

避難できますか？



【問合せ先】

福山地区消防組合消防局予防課

電話 084 (928) 1192

FAX 084 (928) 1221

